
種 別： 論説

タイトル： 名古屋議定書の国内実施のあり方

著 者： 北村 喜宣

所 収： 『上智法学論集』第58巻1号（平成26年7月）1-41頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

名古屋議定書の国内実施のあり方

北村 喜宣

1. 「条約の国内実施」という枠組み
 - (1) 国内制度整備にあたっての基本方針
 - (2) 本稿の課題
2. 名古屋議定書の締結
 - (1) 議定書採択の経緯
 - (2) 議定書の概要
 - (3) 議定書の署名・批准状況
3. 名古屋議定書の主要規定
 - (1) 目的
 - (2) 遺伝資源の提供国としての措置に関する規定
 - (3) 遺伝資源の利用国としての措置に関する規定
 - (4) 遺伝資源の提供国および利用国の双方としての対応に関する規定
4. 名古屋議定書の国内措置のあり方に関する論点
 - (1) 国内措置の制度設計にあたっての基本的視点
 - (2) 遵守に関する国内措置にあたっての基本的な考え方
 - (3) 議論のポイント
 - (4) 国内法制定のエンジンの欠如
5. 国内法制の管理
 - (1) ABS 国内法の意義
 - (2) 国内法の解釈にあたっての条約・議定書
 - (3) 今後の展開

1. 「条約の国内実施」という枠組み

(1) 国内制度整備にあたっての基本方針

環境に関する条約は、それだけでは具体的な効果を発揮するわけではない。目的の実現のためには、締約国となるとともにそれを批准するすべての国家が、条約の求めるところに従って条約を国内的に実施する措置を講じ、かつ、それを的確に運用する必要がある。

どのような措置を講ずるのかについては、国家に裁量が与えられるのが通例である。たしかに、国際法の次元ではそうであろう。しかし、国内法の次元では、条約により求められる最低限の措置さえしていればよいというわけではない。環境基本法5条は、次のように規定する。「地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。」(下線・筆者)

5条に規定される基本理念の下線部の意味は、必ずしも明らかではない⁽¹⁾。私は、法的拘束力はないものの、この部分に一種の比例的な政策的意味合いを見いだしたい⁽²⁾。すなわち、地球環境問題において、環境負荷の原因者として、日本がそれなりの寄与をしているのであれば、国益に配慮しつつも、より踏み込んだ措置を整備し執行することに

-
- (1) 環境省総合環境政策局総務課(編著)『環境基本法の解説〔改訂版〕』(ぎょうせい、2002年)153頁は、「我が国の経済社会活動が国際的に大きな比重を占めていることに加え我が国が国是として平和的手段により国際貢献を推進することを宣明している立場と、国際社会が我が国の環境面における国際貢献によせる期待に応じた役割を果たすことを意味する」としている。
 - (2) 「比例的」とは、比喩的な表現である。環境法における比例原則に関しては、桑原勇進「環境法における比例原則」高橋信隆+亙理格+北村喜宣(編)『環境保全の法と理論』(北海道大学出版会、2014年)89頁以下参照。

より、少なくとも日本国内においては条約上の責任を果たすべきという方針が国会により宣明されたと理解したい⁽³⁾。相対主義で考える必要がある。

(2) 本稿の課題

環境条約の国内実施とは、「環境条約を自国内で作動させるために、締約国が立法その他の措置を講ずること」である⁽⁴⁾。そこにおいては、①条約の定立、②成立した条約の国内（法）制度への編入、③整備された国内（法）制度の執行、④条約にもとづき国際的平面においてなされる国内実施状況の監督の4段階がある。

本稿は、このうちの②の段階に関するものである。素材とするのは、2010年10月に名古屋において採択された「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）である。この議定書に規定されている内容を、自国内において「地に足が着いた」ものにするために、どのようなことが検討されなければならないのだろうか。日本は、条約を批准するにあたって、その国内的実施を担保する仕組みが整備されることを前提とするのが慣行である。その作業は、まさに現在進行中である。②を大きく2つの過程に分けるとすれば、その前半部分である。

本稿は、2012年9月に環境省に設置された「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（以下「検討会」という。）における議論を踏まえて、国内措置を整備するにあたって検討されるべき諸点（日本が、利用国となる場合に限定する。）について、若干の考察を行うものである。検討会は、2014年3月に、『名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討

(3) 石野耕也+大塚直+北村喜宣+中谷和弘+側嶋秀展+西井正弘〔座談会〕環境条約と環境外交」ジュリスト1253号（2003年）100頁以下・113頁〔北村発言〕参照。環境基本法5条に関する議論については、北村喜宣「環境条約の国内実施：特集にあたって」論究ジュリスト7号（2013年）4頁以下・4頁参照。

(4) 北村・前註（3）論文6頁参照。

会報告書』(以下『報告書』という。)を公表しており、その内容も参考にする⁽⁵⁾。なお、筆者は、上記検討会の14人の委員の1人であったが⁽⁶⁾、本稿の内容は、筆者の一個人としての考えである⁽⁷⁾。

2. 名古屋議定書の締結

(1) 議定書採択の経緯

(a) 生物多様性条約の採択

1992年にリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(UNCED)では、環境と開発のあり方が広く議論された。その成果のひとつとして、「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」という。)が、同年5月22日に採択された。同条約は、国連環境計画(UNEP)のもとで、精力的に準備がされていたものであり、1993年12月29日に発効した。第10回締約国会議(COP10)が開催された2010年10月時点で、日本を含む192カ国および欧州連合(EU)が締結している⁽⁸⁾。米国は未締結である。日本は、1992年6月13日に

(5) 報告書については、環境省HP (http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=24152&hou_id=17917) 参照。

(6) 検討会に関しては、環境省HP (<http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>) 参照。具体的な国内措置については、検討会の結論を踏まえて、関係省庁連絡会作業部会場で議論がされることになっている。

(7) 名古屋議定書の仕組みは相当に複雑である。交渉過程を踏まえた周知な理解が求められるが、本稿には、思わぬ誤解があるかもしれない。ご教示をお願いする次第である。

(8) 生物多様性条約に関しては、磯崎博司+炭田精造+渡辺順子+田上麻衣子+安藤勝彦(編)『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分：生物多様性条約の課題』(信山社、2011年)が詳細である。そのほか、磯崎博司「生物多様性に関する国際条約の展開：必要とされる措置の体系化」新美育文+松村弓彦+大塚直(編)『環境法大系』(商事法務、2012年)933頁以下、及川敬貴「生態系保全・絶滅種保護対策」高橋ほか(編)・前註(2)書533頁以下、鈴木將文「生物多様性条約と知的財産制度」ジュリスト1409号(2010年)21頁以下、高村ゆかり「生物多様性条約」西井正弘+白杵知史(編)『テキスト国際環境法』(有信堂、2011年)102頁以下、高村ゆかり「生物多様性条約」水上千之+西井正弘+白杵知史(編)『国際環境法』(有信堂、2001年)102頁以下、藤原良「生物多様性条約及びバイオセーフティ条約」西井正弘(編)『地球環境条約』(有斐閣、2005年)114頁以下も参照。

署名し、1993年5月28日に受諾書を寄託することによって、18番目の締約国となった。

生物多様性条約は、形式的にみれば、採択時において合意が可能な基本的な内容について規定するのみで、対立点を含む詳細はその後の締約国会議等の場の交渉に委ね、それを議定書の形で確定するという、典型的な枠組条約である。これは、最近の環境条約が多用する方式である⁽⁹⁾。

(b) 生物多様性条約と利益配分

生物多様性条約は、①生物の多様性の保全、②その構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする(1条)。当初案には①のみが規定されていたが、政府間交渉委員会における交渉のなかで、開発途上国の主張に応じる形で、②および③が規定されることになった。遺伝資源とは、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」とされている(2条)。ヒトのそれは含まれない。

名古屋議定書には、その正式名称にあるとおり、③のアクセスと利益配分(access and benefit sharing, ABS)が大きく関わっている⁽¹⁰⁾。③は、経済的利益に深く関わるものであり、この点が、生物多様性条約をして環境条約の中では特徴的なものにしている。その中心となるのは、15条である。「遺伝資源の取得の機会」という見出しの本条は、以下のよう

-
- (9) 白杵知史「国際環境法の形成と発展」西井+白杵(編)・前註(8)書1頁以下・11頁、西井正弘「地球環境条約の生成と発展」西井(編)・前註(8)書2頁以下・33頁、磯崎博司「国際環境法」(信山社出版、2000年)209頁、山本草二「国際環境協力の法的枠組の特質」ジュリスト1015号(1993年)145頁以下参照。
- (10) ABSの詳細については、磯崎ほか(編)・前註(8)書47～59頁〔磯崎博司・執筆〕、磯崎博司「ABS国際レジームの法的論点と課題」季刊環境研究157号(2010年)116頁以下、林希一郎「ABS(遺伝資源アクセスと利益配分)の課題と生物多様性保全」季刊環境研究157号(2010年)108頁以下参照。条約についても、同書が詳細である。

1. 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
2. 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
3. この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第19条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4. 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
5. 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
6. 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
7. 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第19条の規定に従い、必要な場合には第20条及び第21条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

遺伝資源に関しては、長らくの間、「万人の共有物」として、これに対してはオープンアクセスが認められるという取扱いが、一種の国際的慣行となってきた。生物多様性条約は、この発想を逆転させ、それが存する国の主権的権利を承認した点で、大きなパラダイム転換を実現した。遺伝資源に関する新たな国際法秩序の誕生である。

国際法のもとでは、国家は、その領域的管轄権の範囲内の事項について管理・実施する主権を有している。どの国も他国の法令を適用するよう強制されることはないし、他国に対して自国の法令の適用を強制することもできないのが大原則である⁽¹¹⁾。この点についても、大きな転換

(11) 磯崎・前註(10)論文117頁、西村智朗「遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書：その内容と課題」立命館法学333・334号(2010年)1105頁以下・

がされた。生物多様性条約は、古典的な条約秩序に対して、特別法的な例外をつくったといえる。

(c) PIC と MAT

(ア) 基本的概念

条約 15 条の中心は、5 項と 7 項にある。5 項にいう「事前の情報に基づく当該締約国の同意」は「PIC (prior informed consent)」、7 項 (および 4 項) にいう「相互に合意する条件」は「MAT (mutually agreed terms)」と呼ばれている。条約の基本的概念である。条約は、両者を実施するための国内制度の整備を締約国に求めている。「結果の義務」ではなく、「方法・手段の義務」である。

思想としては、遺伝資源については国家主権が強調されている。ほかの自然保護系条約が国家主権のもとにある自然に対して国際法的関与を強めてきたことと比較すれば、生物多様性条約においては、逆の方向となっている⁽¹²⁾。その背景には、対象の希少性・一般性の違いがあるだろう。また、自然保護分野では、保護を一方向的に求められる立場にあったという意味で、先進国に押され気味であった発展途上国の政治的逆襲という側面もある⁽¹³⁾。

(イ) PIC

PIC は、遺伝資源の入手にあたって、事前に提供国の同意を取得することを意味する⁽¹⁴⁾。通常の商取引であるならば、売主と買主の関係の

1108～1113 頁参照。

(12) 大塚直『環境法〔第 3 版〕』(有斐閣、2010 年) 202 頁参照。

(13) 磯崎ほか(編)・前註(8)書 264 頁 [磯崎博司・執筆] は、「長年にわたって欧米先進国の社会・経済制度や法制度の受け入れを迫られてきた開発途上国にとって、逆に、開発途上国の ABS 法令の受け入れを先進国に求めるという戦略が魅力的であったことは想像に難くない。」とする。

(14) PIC それ自体は、生物多様性条約および名古屋議定書に独自の仕組みではない。たとえば、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(バーゼル条約)、および、その国内担保法のひとつである「特定有害廃棄物等の輸出入等

みであるが、PIC制度のもとでは、買主となる者がまず提供国政府に対して、入手行為をすることの了承を求めるのである。遺伝資源の自由な国外持出しを制限するものであり、日本法でいえば、許可制に相当すると考えてよい。提供国の国内法がどのような規定を設けるかによるが、基本的に、法関係は、政府と入手予定者(民間企業のこともあれば公的組織のこともある)の間に形成される。遺伝資源に関する国の主権的権利が承認されたことのなせる技である。

(ウ) MAT

一方、MATは、遺伝資源を提供する主体(権原を持つ者であればよく、原住民社会、地域社会のほか、民間企業のこともあれば公的組織のこともある。個人のこともある。)が当該遺伝資源の利用にあたって付する条件を意味する。通常の取引なら、代金の支払いをすれば、購入したものをどのように加工・利用しようと、その利益は利用者に帰属することが通例であるが、遺伝資源に関しては、提供者にも便益が配分されることが通例とされている点が大きな特徴である。

条件は、交渉により決定される。提供者と被提供者の関係においては、おそらくは前者の契約上の立場が強いであろう。どれほどの交渉余地があるのかは定かではないが、とにかく設定されることが予定されている。後述のように、規定事項は定められている。それぞれの事項について内容がまったくない「カラMAT」も考えられないではないが、通常は、何らかの条件が付されるものと思われる。

(エ) 基準

PICは、提供国の行政機関が発給するものである。基準をどのように

の規制に関する法律」(パーゼル法)においても、PICが制度化されている。鶴田順「有害廃棄物の越境移動に関する国際条約の国内実施」論究ジュリスト7号(2013年)39頁以下参照。

定めるべきなのかは、提供国の裁量である。これを厳しく規定して発給がほとんどされないようにすることも、考えられないわけではない。しかし、それほど厳しくすることは想定されていないように思われる。

MAT は、契約の一部であるから、どのような内容になるかは、提供者と利用者により決せられる。ただ、提供者に対して提供国がどのような関与をなしうるかについては、条約は触れていない。また、利用者に対して、国家がどのような関与をなしうるかについても、条約は触れていない。たとえば、料金を決めるのは当事者であるが、利用者に対して課税をすることがあるかもしれない。もちろん、こうした措置は、基本的には、内外無差別的に適用されることになるだろう。

(オ) PIC と MAT の手続関係

利用者に対して、PIC を先行取得させたうえで、提供者との間に MAT を締結させるのか、MAT を付けて PIC の申請をするのかは、提供国の裁量であろう。制度的には前者が念頭に置かれているようにもみえるが、実務的には、後者の方が効率的な処理ができるようにも思われる。

(d) 議定書の必要性

これら規定は、いまだ抽象的である。それを具体化し、そして、締約国の国内制度につなげていくためには、議定書を含めた何らかの国際法的措置が必要になる。拘束力のある措置の必要性を、開発途上国側は、ことあるごとに繰り返し主張していた。

そこで、1998年にスロヴァキアのブラティスラバで開催された COP4以降、この点を詰める作業が行われた。しかし、合意形成は、難航に難航をきわめる⁽¹⁵⁾。2010年10月に名古屋で開催された COP10において

(15) その状況については、磯崎ほか(編)・前註(8)書第2章〔炭田精造+渡辺順子・執筆〕参照。

ようやく採択された名古屋議定書は、関係国・関係者の様々な思惑をガラス細工のように組み合わせた成果といえる⁽¹⁶⁾。同議定書は、生物多様性条約のもとでは、2000年に採択され2003年に発効した「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(以下「カルタヘナ議定書」という。)⁽¹⁷⁾に続く、2番目の議定書となる。

(2) 議定書の概要

名古屋議定書は、条約の適正な実施を確保するために、様々な内容の措置を決定した。主たるものを2つあげる。

第1は、遺伝資源の利用等にかかる利益の公正かつ公平な配分である。遺伝資源の利用等から生ずる利益は、MATにもとづいて、提供国である締約国と公正かつ衡平に配分する(5条1項)。締約国は、それが実現できるよう、「適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。」(同3項)。

第2は、遺伝資源の取得機会の提供である。①遺伝資源の提供国である締約国に対しては、PICの根拠となるABSに関する国内法令(ABS法令)に法的な確実性、明確性、透明性を与えること(6条3項)、②利用国である締約国に対しては、自国管轄内で利用される遺伝資源が、提

(16) 名古屋議定書については、磯崎ほか(編)、前註(8)書第6章[磯崎博司・執筆]、西村・前註(11)論文、磯崎博司「名古屋議定書案の特異な構造とその概略」NBL936号(2010年)85頁以下、磯野弥生「名古屋議定書に関する論点と内容：名古屋議定書はABSの課題をどのように解決したか」ジュリスト1417号(2011年)8頁以下、岩間徹「生物多様性の保全と遺伝資源の利用に関する条約レジーム：COP10/MOP5の成果分析」環境法研究36号(2011年)3頁以下、及川敬貴「ABS法の可能性と課題：生物多様性の保全との関係を中心に」ジュリスト1417号(2011年)16頁以下参照。交渉の実情については、松本龍『環境外交の舞台裏』(日経BP社、2011年)参照。

(17) カルタヘナ議定書には、生物多様性条約19条3、4、8条(g)、17条が関係する。同議定書については、藤倉良「生物多様性条約とカルタヘナ議定書」西井(編)・前註(8)書114頁以下参照。名古屋市で開催されたCOP10に先だって、同市でカルタヘナ議定書の締約国会議(MOP5)が開催され、「責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されている。

供国の ABS 法令に従い PIC により取得され MAT が設定されていることとなるよう必要な措置をとること（15 条 1 項）などが求められている。②に関連して、遵守を支援するため、遺伝資源の利用について監視し透明性を高めるための措置（チェックポイントの指定を含む）をとることが求められている。実施の方法については、各締約国の裁量に委ねられる。

（3）議定書の署名・批准状況

議定書は、50 の条約締約国の締結後 90 日目の日に発行する（33 条 1 項）。2014 年 3 月 1 日時点の締約国は、29 カ国である。議定書が署名のために開放された 2011 年 2 月 2 日から 2012 年 2 月 1 日までの間に、日本（2011 年 5 月 11 日署名）を含む 91 カ国および EU が署名している。議定書は、50 カ国の締結後 90 日目に発効する⁽¹⁸⁾。

発効がいつになるかは、締結状況次第である。COP10 で合意された「愛知ターゲット」目標 16 は、「2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。」としている。

3. 名古屋議定書の主要規定

（1）目的

名古屋議定書は、「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること……並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献すること」を目的とする（1 条）。これは幅広い目的であるが、同議定書は、「条約第 15 条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。」と明記している（3

(18) 「署名」とは、条約の趣旨や内容について基本的に賛意を表明する場合にはなされる国家の対応である。一方、「締結」とは、条約に拘束されることについて同意を表明する場合にはなされる国家の対応である。

条第1文)。前述の条約15条の内容を具体化するのが、議定書の役割である。なお、「利用」とは、研究および開発を意味する(2条(c))。たんにストックするのは、利用ではない。

議定書においては、遺伝資源の提供国である締約国および利用国である締約国について、それぞれ対応すべき事項が規定されている。また、これら双方に対して求められることがらもある。以下、分けて整理する。

(2) 遺伝資源の提供国としての措置に関する規定

(ア) 遺伝資源の取得機会の提供(6条)

議定書締約国である遺伝資源の提供国において、遺伝資源の利用のための取得の機会を得るには、当該提供国のABS法令に従い、当該提供国のPICを取得する必要がある。ただし、「当該締約国が別段の決定を行う場合を除く」とされている。このため、PICの取得を要求するかどうか、要求するとしてどの範囲の利用行為とするかは、提供国の裁量に委ねられている(6条1項)。

提供国が利用者に対してPICの取得を要求するにあたっては、「適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる」ことが求められる(6条3項)。日本国内的にみれば、「行政上の措置」と「政策上の措置」を区別する実益はないだろう。これに対して、「立法上の措置」かどうかは、大きな違いをもたらす。なお、措置すべき対象事項については、次のように指定されている。提供国(開発途上国が多い)における不透明な運用を懸念する利用国(先進国が多い)が、強く求めていた点である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(a) ABS法令または規則(以下「ABS法令等」という。)に法的な確実性、明確性及び透明性を与えること(b) 公正で恣意的でない規則や手続を定めること(c) PICの申請方法に関する情報を提供すること(d) 権限ある当局が合理的期間内に明確で透明性のある書面による決定 |
|--|

- を行う
- (e) PIC 付与の決定および MAT 設定の証明をするものとして許可証等を発行することを定め、これを ABS クリアリングハウス（情報交換センター）に通報すること
 - (f) 〔略〕
 - (g) MAT を要求・設定するための明確な規則や手続を確立すること

名古屋議定書は、「国内法令」のほかに、「国内の法令（legislation）又は規則（regulatory requirements）」という表現を用いている。「規則」とは、日本法でいえば、国内法でいう「法施行規則（省令）」のような行政命令ではなく、要綱やガイドラインのような行政規則を意味すると考えられる⁽¹⁹⁾。もっとも、「法的な確実性、明確性及び透明性を与えること」が求められているため、やや趣旨が不明確である。

(e) に関して、ABS クリアリングハウスは、条約事務局が所在するカナダのモントリオールに設置される。提供国たる締約国は、ABS 国内法令をはじめとする関連情報や権限ある国内当局の書面による決定、並びに、PIC/MAT を証明する許可証等の取得結果を通報する。そこに通報された許可証等は、提供国の ABS 法令が遵守されていることを国際的に認定する効力を有する証明書となる（17条2項）。証明書は、秘密とされていない場合には、少なくとも、①発給当局、②発給日、③提供者、④証明書の固有の識別番号、⑤ PIC が付与された個人または団体、⑥証明書が対象とする事項または遺伝資源、⑦ MAT が設定されたことの確認、⑧ PIC が取得されていることの確認、⑨商業的または非商業的利用の別、に関する情報を含むとされる。

(イ) 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得機会の提供（7条）
議定書締約国である遺伝資源に関連する伝統的な知識の提供国は、国

(19) このような表現になったのは、法体系が異なる締約国の事情を踏まえたものと推察される。

内法令（必ずしも ABS 法令ではない）に従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民の社会および地域社会（以下「先住民等社会」という。）が有するものについて、それが当該先住民等社会の PIC または承認および参加を踏まえて取得されていること、そして、MAT が設定されていることを確保するために適当な措置を講ずるとされている。措置の形式は、特定されていない。

（ウ）特別の考慮事項（8条）

議定書締約国である遺伝資源等の提供国に関しては、ABS 法令を制定・実施するにあたり、「特別の配慮」として、以下の3項目が規定されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(a) 特に開発途上国において、生物多様性の保全および持続可能な利用に貢献する研究を促進・奨励するための条件（非商業目的の研究のための取得機会の提供について、簡易な措置によることとすることを含む。）を整備すること(b) 人、動物または植物の健康に脅威または損害を与える緊急事態に妥当な考慮を払うこと(c) 食料および農業のための遺伝資源の重要性や食料安全保障に果たす特別な役割を考慮すること |
|---|

「特に開発途上国において」という強調がされている(a)は興味深い。交渉過程においては、非商業目的の研究（それが何かは難しいが）に対して高いハードルを設けないでほしいという先進国側の主張が強かったが、途上国が巻き返しに成功し、逆に、途上国が制度設計のイニシアティブをとるようになった。提供国の国内制度整備にあたっての配慮指針である。

（3）遺伝資源の利用国としての措置に関する規定

（ア）ABS 法令等の遵守（15条）

議定書締約国である遺伝資源の利用国は、同国内で利用される遺伝資

源が、その提供国である他の締約国の ABS 法令等に従って、PIC により取得されており、かつ、それに関して MAT が設定されている「こととなるよう」な措置を講ずる義務がある。その措置は、「適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置」とされる（15 条 1 項）。議定書締約国になれば、利用国には、PIC/MAT が適正な状態にあることを担保するための仕組みを整備する議定書上の義務が発生する。「こととなる」というのは、興味深い表現ぶりである。PIC/MAT が設定されているという外形的・形式的状態の確保が求められているのであろう。名古屋議定書の中核的規定である。

また、講ぜられた措置の不履行があった場合、それに対処するための、「適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置」を講ずることが求められている（15 条 2 項）。上述の「措置」は一般的な仕組みを意味するが、この「措置」は、サンクションを指しているのであろう。

設けられた制度を運用するのは、行政の役割である。基本的には、職権で調査して対応する。しかし、利用国内において、提供国の ABS 国内法令違反に関する通報がされる場合もありうる。議定書は、これに対して、「違反が申し立てられた事案について協力する。」という規定を置いている（15 条 3 項）。これは、具体的には、提供国である他の締約国の ABS 法令等の違反が当該国から申し立てられた場合に、利用国が協力するという意味である⁽²⁰⁾。PIC/MAT がないという形式的違反の場合もあれば、MAT 通りに利用がされていないという実体的違反の場合もあろう。たとえば、日本国内にいる利用者が、提供国の ABS 法令等に違反していることが疑われるため、当該国が日本に協力（例：提供国において起訴するために必要な資料の収集）を求めてきた場合に、日本が可能な範囲で協力するという内容が考えられる。

(20) ここにいう「違反」は、提供国の ABS 国内法令違反であろうと思われる。

(イ) 遺伝資源に関連する伝統的な知識に係る ABS 法令の遵守
(16条)

議定書締約国である利用国は、同国内で利用される遺伝資源に関連する伝統的な知識が、当該伝統的な知識を有する先住民等社会が所在する他の締約国の ABS 法令等に従い、これら社会の PIC または承認および参加を踏まえて取得されており、かつ、MAT が設定されているという法的状態が確保されるような措置を講ずる義務がある (16条1項)。

不履行および違反申立てに対する対応は、15条と同様である (16条2~3項)。

(ウ) 遺伝資源の利用の監視 (17条)

条約締約国である遺伝資源の利用国は、個別の義務者の ABS 法令等遵守を支援するため、利用について監視し、透明性を高めるための措置を講じなければならない (shall) (17条1項)。その措置のなかで中心的なものは、確認のための機関 (チェックポイント) の指定である。

それにあたって含められるべき内容は、次の通りである (shall)。

(i) チェックポイントは、PIC、遺伝資源の出所、MAT の設定等に関する関連情報を収集または受領する (would)。

(ii) 締約国は、利用者に対して、上記情報を提供することを要求するとともに、不履行に対して、「適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。」 (shall)

(iii) 上記情報 (利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む) が、秘密の情報の保護を妨げることなく、関連する国内当局、PIC を付与する提供国および適当な場合には ABS クリアリングハウスに提供される (will)。

(iv) チェックポイントは、効果的なものでなければならず、上記事項の実施に関連する機能を有すべきである。また、遺伝資源の利用または関連情報の収集と関連を有している (must)。

(4) 遺伝資源の提供国および利用国の双方としての対応に関する規定

(ア) ABS クリアリングハウスおよび情報の共有 (14条)

締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、議定書によって必要とされている情報および議定書の締約国会議の決定に従って必要とされる情報を、ABS クリアリングハウスに提供する義務がある。提供される情報は、以下の3種を含む。これにより、誰がどのようなPIC/MATを取得しているかが明らかになる。

- (a) ABS に関する立法上、行政上および政策上の措置
- (b) 国内の中央連絡先および権限ある当局に関する情報
- (c) PIC 付与の決定および MAT 設定を証明するための許可証等

(イ) MAT の遵守 (18条)

締約国は、遺伝資源等の提供者および利用者に対して、紛争解決を対象とする規定を MAT に含めることを奨励することが義務づけられる (18条1項)。また、MAT から生ずる紛争事案について、自国の法制度のもとでの訴訟提起を確保することが義務づけられる (18条2項)。

4. 名古屋議定書の国内措置のあり方に関する論点

(1) 国内措置の制度設計にあたっての基本的視点

(ア) 環境基本法と生物多様性基本法

国内環境法制の整備にあたって国際社会との関係をどのようにとらえるべきかについては、本稿冒頭に記したように、環境基本法5条が、一般的な方針を規定している。これは、環境法全体に通底するものであるが、生物多様性に関しては、分野別基幹法である生物多様性基本法が重要である⁽²¹⁾。

(21) 生物多様性基本法については、畠山武道「生物多様性基本法の制定」ジュリスト1363号(2008年)52頁以下、谷津義男+北川知克+盛山正仁+末松義規+田島一成+村井宗明+江田康幸『生物多様性基本法』(ぎょうせい、2008年)参照。

同法前文第4段落は、「我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。」(下線・筆者)と規定する。これは、環境基本法5条を受けた認識と整理できる。もちろん、すべての法政策は比例原則の制約下にある以上、およそ意味がない負担を関係者に課すことが正当化されるわけではない。しかし、必要最小限の対応しかしないという消極的立場は、下線部にあるように、基幹法によって明確に否定されている点を確認しておきたい。先導的内容を伴うABS国内法令の整備は、国に対して、「生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加すること」を義務づける生物多様性基本法26条によっても求められているというべきである⁽²²⁾。

(イ) 生物多様性条約と名古屋議定書が求める仕組みの特殊性

通常の環境条約であれば、締約国は、そこに規定される義務を国内的に実現する仕組みを整備すればよい。ほかの締約国がどのような仕組みを整備するかは、国内制度整備に対して影響を与えない。この点、生物多様性条約にもとづく名古屋議定書が求める仕組みに特徴的なのは、遺伝資源提供国の国内法が求める内容の履行が、同利用国において確保できるようにすることである。そのための国際的枠組みが、同議定書なのである⁽²³⁾。こうした仕組みについては、「外国法の受入れ強制」とも評

(22) 谷津ほか・前註(21)書55～56頁参照。ABS国内法制を検討するにあたって同法26条を参照することについては、小幡雅男・元大阪学院大学教授のご教示をえた。

(23) 名古屋議定書に至る背景として、磯崎・前註(10)論文117頁は、「どのように厳格な国内法令であっても国外には効力がないため、開発途上諸国は、国外での効力と利用国の協力義務に関する国際レジームの採択を求めている。」と説明している。前述のように、生物多様性条約15条7項は、「締約国は……利益を……提供国……と公正かつ衡平に配分するため……、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」とだけ規定しており、提供国の国内法の履行が利用国において確保されることまでは求めていない。この義務は、議定書において明確になったものである。

されている⁽²⁴⁾。

提供国で取得された遺伝資源に関して、それが当該提供国の ABS 法令に従い PIC により取得され MAT が設定されている状態にあることを利用国内において確保するのが、名古屋議定書国内担保措置に求められる役割である。国内 ABS 法令は、提供国によって異なりうる。利用国の国内制度は、その内容に対しては中立的である。厳しく対応する国内法を持つ提供国から輸入された遺伝資源の場合にも、それほどでない国内法を持つ提供国から輸入された遺伝資源の場合にも、議定書の規定が求める範囲内で、それぞれ対応することになる。取得・締結される PIC/MAT の内容次第である。このように考えれば、「外国法の受入れ強制」というのは、少しミスリーディングであろう。議定書を介して、「国境を越える国内法」⁽²⁵⁾、「国内法の延伸」⁽²⁶⁾ が実現されるという中立的な表現の方が、制度の特徴を的確に示している。遺伝資源に対する国家主権を強調する条約・議定書の基本思想の反映である。

整備される国内的仕組みを「本体」と「カートリッジ」でイメージしてみよう。本体部分には、どの提供国の ABS 法令であっても、そのもとでの PIC/MAT の確保ができるような仕組みが規定されることになる。個別提供国の ABS 法令は、いわばカートリッジとして、本体部分に接合される。そして、両者が一体となって作用するのである。そのカートリッジも、「容器」と「中身」に分けて考えることができる。容器は個別提供国の ABS 法令であるが、そのもとでの PIC/MAT は事例により内容が異なる。それが中身として充填される。国内的仕組みそれ自体は、中立的なものとなる。

(24) 磯崎ほか(編)・前註(8)書50頁〔磯崎博司・執筆〕。

(25) 同上51頁、同・前註(10)論文117～118頁。

(26) 磯野・前註(16)論文11頁。

(ウ) 国内措置の形式

生物多様性条約は、締約国である提供国がABS対応措置をどのような形式によって行うかを明定していない。この点に関して、国内法整備が求められるという認識もある⁽²⁷⁾。

たしかに、前掲した条約15条1項は、「その国の国内法令に従う」とされていることから、原則的にはそうであるようにもみえる。しかし、この法令は、「ABSに関する国内法令」と特定されていないことから、既存法令であっても構わない。1項の規定は、国内法令が定められている場合にはそれに従うという趣旨と解すべきであろう。結局のところ、生物多様性条約の国内実施をするにあたってどのような形式をとるのかは、締約国に委ねられているのである。「利益配分に関する法政策整備が義務付けられて〔いる〕」⁽²⁸⁾ というのが適切である。法政策とは、条約のもとで利益配分を実効あらしめるための措置というほどの意味であろう。「日本においては、ABSに関して間接的に係わる法令は存在するが、直接定めているものはない。」⁽²⁹⁾ とされている。

現実的には、名古屋議定書を踏まえて考える必要がある。議定書では、提供国がABS国内法を制定することを前提としている。条約レジームのもとで、提供国の法令遵守が利用国で実現できているかどうかを確認するための仕組みは、どのようなものであるべきだろうか。以下では、いくつかの点について検討する。

(27) 磯野・前註(16)論文11頁は、「生物多様性条約では、それぞれの国が遺伝資源のABSに関する国内法を整備することを求めている。」「立法が要請されているのである。」、同15頁は、「国内法を整備が義務づけられ」という。

(28) 磯崎・前註(10)論文118頁。

(29) 磯崎博司「生物多様性条約における最重要課題：遺伝資源の利用管理と利益配分(ABS)」環境法政策学会(編)『生物多様性の保護』(商事法務、2009年)56頁以下・59頁。

(2) 遵守に関する国内措置にあたっての基本的な考え方

(a) 法律にもとづく措置とすることが妥当

たしかに、議定書は、対応の形式を特定していない。しかし、締約国である日本が、自由に措置選択をすることができるというわけではない⁽³⁰⁾。生物多様性条約のもとで、「日本という締約国」が求められること、そして、その日本が名古屋議定書を批准するにあたって求められることは、国内環境法理論にも制約される。また、法治主義に適った内容や形式でなければならないのは当然である。

名古屋議定書を国内で実施するにあたって、何人に対してであっても、あることを義務づけたり受忍させたりして権利に影響を与える場合には、その根拠は法律に置かなければならない⁽³¹⁾。たとえば、行政調査の一環として、報告徴収を義務づけたり事業場に立入検査をしたりするような場合である。また、法的拘束力を有しない訓示規定であっても、それが国会の決定とするにふさわしい重要な内容であるならば、法律に規定することが適切であろう⁽³²⁾。行政過程の透明性に対する最近の社会的要請に鑑みて、要綱よりも法律が選択される傾向にある点にも留意が必要である。日本は、提供国ではなく利用国になることが多いと思われる。生物多様性条約と名古屋議定書のレジームのもとでは、日本は、提供国の国内法にもとづく PIC/MAT が日本国内で遵守されることを確保する責務がある。これらの諸事情を踏まえれば、日本における ABS 国内措置は、法律にもとづくものとするのが適切であろう。行政指導しかできない行政措置では、国際的理解をえられない。

-
- (30) 磯崎博司「環境条約の地元における日常的な実施確保：自然環境に関する条約を中心に」大村敦志+大塚直+野澤正充（編）『社会の発展と権利の創造』（有斐閣、2012年）737頁以下・741頁参照。
- (31) 高村ゆかり「環境条約の国内実施：国際法の観点から」論究ジュリスト7号（2013年）71頁以下・74頁参照。
- (32) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅰ』（有斐閣、2008年）102～105頁、大橋洋一『行政法Ⅰ現代行政過程論〔第2版〕』（有斐閣、2013年）35～38頁参照。

もちろん、その国内法の制度設計にあたって、規制対象となる者に不合理な負担を負わせてはならないことは、比例原則より明らかである⁽³³⁾。国内担保法は、憲法や法の一般原則の規律に服する⁽³⁴⁾。簡素であることは望ましいが、手続は、目的を実現するために「必要かつ十分」なものでなければならない。そうであるかぎり、合理的な負担が課される場合は当然にある。そして、それが負担であるかぎりは、その根拠は法律に置かれなければならないのが法治主義の帰結である。なお、『報告書』は、「法律を制定する」とは明言していない。

(b) 「法律 = 過重規制」という誤解

検討会のなかには、過度に規制的な内容になれば学術研究や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを懸念する声が根強くあった。こうした論者は、とにかく法律により対応されることを病的に怖れているように見える。一方、「非法的対応 = 規制的ではない」という単純な理解がされているようにも見える。

しかし、前述のように、過度に規制的な制度は比例原則に照らして違法なのであるから、規定されるはずはない。むしろ、ガイドラインや要綱にもとづく措置となった方が、過度に規制的な行政指導がされるおそれがある。不透明性も高い。行政指導による対応が最善でありほかに効果的で適切な措置が存在しないというためには⁽³⁵⁾、逆説的ながら、その行政指導が相当に権威的で法治主義に反するようなものであることを前提とせざるをえない。しかし、そうした対応方針には、まったく合理性はない。

なお、法律の枠組みができれば、そのなかで不透明で強権的な行政指

(33) 川崎政司『法律学の基礎技法〔第2版〕』（法学書院、2013年）136～138頁、塩野宏『行政法Ⅰ行政法総論〔第5版〕』（有斐閣、2009年）84頁参照。

(34) 島村健「環境条約の国内実施：国内法の観点から」論究ジュリスト7号（2013年）80頁以下・84頁も参照。

(35) 磯崎・前註（29）論文742頁参照。

導が関係省庁によってされることが懸念されているのかもしれない。そうであるとすれば、それを禁止する明文規定を設ける必要があるだろう。行政手続法 32 条の確認規定である。

『報告書』は、この点について、「国内関係者からの支持及び国際社会への説明責任」という項目のもとで、次のように述べている。

遵守措置は、規制的なものとなった場合には国内の学術研究活動や産業活動に負の影響を及ぼす可能性があることを考慮し、日本の利用者が諸外国との競争上不利な立場に置かれる等学術研究活動や産業活動を妨げることのない、遺伝資源の利用を促進するためのものとすべきである。

「規制」として何が想定されているのかは不明である。何らかの追加的措置は経済活動に影響を与えるから、それを考慮するのは当然である。それを考慮したうえで、「負の影響」があったとしても、名古屋議定書 15～17 条に対応する遺伝資源等利用国としての遵守措置を講ずる義務を果たすことが、基本的視点となる。とりわけ利用国である先進国の国内法整備状況をにらみながら、ハーモナイズした国内法とすべきという趣旨と考えられる。一切の法的義務づけを排する趣旨が記述されたと読むべきではない。

『報告書』はまた、「明確、簡素かつ实际的」という項目のもとに、次のように述べている。

遵守措置は、遺伝資源のすべての利用者が対応できるよう、明確かつ確実であって、実施にあたって過度な負担のない簡素なものであり、各々の学術研究分野や産業分野におけるこれまでの利用慣行から可能な限り乖離しない程度に実際的なものとなるべきである。

上述の「規制」には「過度な」という文言が付されていない一方で、「負担」にはそれがある。この違いの意味は定かではない。それはさておき、ここでは、国内的には遵守措置が講じられ、そのもとで利用者は何らかの対応を求められることが前提になっていると考えられる。おそらくそれは、手続的なものになるだろう。すなわち、研究開発や実験など

の活動それ自体を過度に制約しないような措置が求められるというのであろう。認識としては、適切である。

(c) 少数の悪意者

検討会でしきりに主張されたのは、「極めて少数と考えられる悪意ある利用者に効果的に対処する一方で、大多数の適正な利用を行う者に過重な負担を課すようなものとすべきでない」という点である。これは、およそ規制制度を構築するにあたっての基本的視点であり、名古屋議定書の国内担保法にかざられるものではない。

悪意ある利用者とは、故意に PIC/MAT を取得しない者である。その状態にある可能性があれば、行政は、報告命令を出したり立入検査をしたりして事実を把握し、提供国に通報するなどの措置を講ずることになる。そのために、必要な権限を法定しなければならないし、違反に対しては刑罰を規定しなければならない。報告要求への対応や立入検査の認諾を被規制者の任意とするような国内法は、おそらく存在しない。

検討会の議論のなかには、「私たちは不適切なことはしない。だから規制対象となる必要がない。規制対象となると萎縮して学術研究に支障が出る。」といているように聞こえるものがあった。この認識は適切ではない。「私たちは不適切なことをしない。だから規制されても問題はない。」と考えるのが普通であろう。規制の萎縮効果については、およそ世間の理解はえられない。「何かやましいことがあるのですか。」といわれるのがおちである。

(d) 事務の主体

ABS 国内法令が制定されるとして、その事務は国の事務なのか、それに加えて自治体の事務も規定するのかという選択がある。現在の議論においては、多くの環境条約国内担保法と同様に、すべてを国の事務とすることが前提となっているようである。

環境条約の実施を「国家」として行うにあたり、国と自治体の適切な役割分担をどのように考えるべきなのかは、分権改革後の現在においては、検討されるべき大きなテーマといえる⁽³⁶⁾。「条約の遵守」というと国の専権的役割のようにもみえ、実際、これまでのほとんどの環境上条約の直接的国内担保法⁽³⁷⁾においては、そのように制度設計されてきた。

事務の主体については、条約や議定書の内容ごとに考える必要があり、最初から当然に自治体が排除されるわけではない。例外的ながら、「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下、「気候変動枠組み条約」という。）および「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（以下「京都議定書」という。）の直接的国内担保法であるが、自治体に対して、実行計画の策定を義務づけている（20条の3）⁽³⁸⁾。

もっとも、生物多様性条約のもとでの名古屋議定書の場合、提供国のABS国内法令の日本における遵守確保事務は、「地域における行政」（地方自治法1条の2第1項）とはいいがたいから、本来的な自治体事務とはいえない。したがって、国の事務として制度化されることになるだろう⁽³⁹⁾。

一方、提供国としての日本を考えた場合には、「地域における行政」が

-
- (36) 北村・前註(3)論文9頁参照。一般的には、磯崎・前註(9)書264～269頁参照。
- (37) 環境条約の国内担保法は、複数の法律の「国内措置法ネットワーク」として把握されるべきものである。北村・前註(3)論文9頁参照。そのうちで、中心的役割を演ずる法律を、本稿では、直接的国内担保法と呼んでいる。
- (38) 鈴木洋昌「温暖化対策に係る自治体の役割と国の関与」地方自治職員研修42巻11号（2009年）32頁以下、中口毅博「地球温暖化防止における自治体の役割と地球温暖化防止条例」自治体法務研究11号（2007年）24頁以下、柳下正治「地球温暖化防止と今後の展開：自治体に取組みに焦点を当てて」自治体法務研究11号（2007年）17頁以下参照。
- (39) 分権改革以前なら、機関委任事務とされたところであろう。現在においては、本来的に自治体の事務でないものを法定事務として義務づけるには、相当に重い理由が必要であろう。その基準の探究は、政策法務的にも重要な課題である。

あるかもしれない。2008年に制定された当時の生物多様性基本法は、もちろん名古屋議定書の直接的国内担保法ではなかったが、自治体に関して、「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。」（13条1項）と規定する。その内容として、自治体内における遺伝資源の保護が盛り込まれている場合、都道府県と市町村とでは異なるであろうが、一定の行政的役割を法定事務として規定することはありうるだろう⁽⁴⁰⁾。その場合には、任意的事務となるのかもしれない。

（3）議論のポイント

名古屋議定書を踏まえたABS国内措置については、検討会において、一応の検討がされた。議論の中心は、チェックポイントのあり方および義務不履行の際の対応のあり方となっている。これが、国内法制を検討する最大の論点である。

（a）誰に、いつ、何を、どのように？

利用国としての日本は、持ちこまれる遺伝資源に関して、提供国において適法に発出・締結されたPIC/MATが付されていることとなるよう担保する義務がある⁽⁴¹⁾。国内担保法がアプローチするのは、利用者で

(40) もっとも、調査のかぎりにおいては、生物多様性地域戦略において、自治体区域内の遺伝資源について明確な記述をしている例を発見することはできなかった。沖縄県は、遺伝資源の管理に関心を持っていると聞くが、「第1・2回沖縄県生物多様性地域戦略（仮称）策定検討委員会等における意見への対応方針（案）」（2012年2月）において、ABSについてどのように扱うのかというパブリック・コメント意見に対して、「ABSについては、具体的なルールとして記述するのではなく、今後の方針や世界や日本の動向について記載する方向で検討したい。」と回答し、県として独自の対応をする意思がないことを明確にしている。

(41) もっとも、現実には、全体として、提供国の国内法制が整備されていない状況にあ

ある。議定書が直接適用されるわけではないから、この点については、利用者に対して、一般的な義務づけをすることが必要になる。異例な国内法になるが、それが議定書により求められている。スイス、EUでは、そうした内容の法案が検討されている⁽⁴²⁾。2012年12月に公布されたデンマーク法では、これが規定されている⁽⁴³⁾。

問題は、その次である。義務履行確保にあたって、どのような担保措置をとるのが合理的であろうか。幾通りかの制度設計が考えられる。

第1は、利用者が遺伝資源を国内に持ちこむ時点での対応である。基本的には、通関時ということになろう。その前提としては、個々の遺伝資源に関して、適法なPIC/MATがない状態での国内持込みを禁止する規定を設け、当該法律を関税法のもとでのいわゆる「他法令」とすることになる。議定書が国内に直接適用されるわけではないから、禁止規定は必要である。通関時には、一定の書式を作って、そこにPIC/MATの番号等を記入するだけである。それが真正かどうかをチェックするのは、現実には困難であるが、虚偽記載は罰せられるので、その間接強制力で履行を担保する。

第2は、利用者に対して、遺伝資源の利用を開始する時点で、PIC/MATに関する一定情報を後述のチェックポイントに届け出ること

る。議定書は、提供国に対して、合理的な仕組みの整備を求める効果を持っている。

- (42) スイスが検討中とされる「自然および景観の保護に関する連邦法」一部改正法案においては、一般的義務が規定されている(23n条1項)。同法案は、環境省が暫定仮訳を公表している(http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf/conf01-13/ref04_1.pdf)。EUが検討中の「EUにおける遺伝資源へのアクセス及び利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する欧州議会及び理事会規則案」は、利用者に対して、相当な注意義務を課している(4条1項)。同規則案は、環境省が暫定仮訳を公表している(http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf/conf01-03/ref02_2.pdf)。
- (43) 法案段階のものであるが、「遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法律提案」においては、提供国のABS国内法に違反して取得された遺伝資源の国内における利用が、刑罰の担保のもとに禁止されるとされていた(3条、11条)。同法案は、環境省が暫定仮訳を公表している(http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf/conf01-14/ref03_1.pdf)。

を義務づけ、チェックポイントが、ABS クリアリングハウスに照会するなどして、それを確認するという対応である。

第3は、利用者に対して、遺伝資源を利用して開発した製品の上市時に、上記措置を義務づけるという対応である。EU 規則案は、この考え方を採用している。

(b) 遵守チェックのあり方

(i) 「違反を生まないようにする」という発想

遵守チェックの仕組みの整備は、締約国の義務であるが、どのような姿勢で制度設計をするべきかについては、自覚的な議論が必要である。法律により課される義務の遵守が容易であるのかそうでないのかは、ひとつのポイントになる。

この点に関する EU 規則案の規定ぶりは注目される。同案9条1項は、加盟国に対して、チェックの実施にあたって、「利用者の不履行のリスクを軽減する可能性を考慮し」と規定する。これは、少なくとも過失による不履行が発生しないような仕組みであることも求めているようにみえる。単純に敵対的な仕組みの構築を念頭においているのではないようである。協調的な法執行も必要になるのだろう。もちろん、相当の注意義務を怠ったがゆえの不遵守や故意の不遵守に対しては、厳格な対応が必要である。

日本法に引きつけていえば、一般的な義務づけに対して直罰的に行政罰を科すような対応は避けられるべきということになるのかもしれない⁽⁴⁴⁾。まずは行政指導(勧告)をして、従われなかった場合に命令をし、その違反に対して初めて行政罰を科す命令前置制が基本とされるのだろう。

(44) 義務履行確保手法に関しては、一般に、阿部泰隆『行政の法システム(下)〔新版〕』(有斐閣、1997年)399頁以下、北村喜宣『環境法〔第2版〕』(弘文堂、2013年)177頁以下参照。

(ii) 自己規制の尊重

ABS 国内法の主たる目的は、提供国において取得された PIC/MAT の日本国内における遵守確保であり、すべての関係者を同一の規制に服せしめることでは必ずしもない。ある団体が、従来から独自の対応をして、実質的に名古屋議定書が求める内容を実現できているのであれば、その自己規制 (self-regulation) を尊重するのが合理的である。もっとも、それを ABS 国内法の制度外とするのではなく、枠組みには取り込んだうえで、一定要件を充たせば適用除外をするのが適切である。要件を充たさなくなれば、通常の規制に服することになる。

この点で、EU 規則案 8 条が規定する「最良の実例」は注目される。利用者団体が遵守に関して設けている独自の仕組みを欧州委員会が「最良の実例」として認定すれば、たんなる形式的な不遵守の場合には、違反として処理しないという趣旨と解される。繰返し違反や重大事例が確認されれば、「最良の事例」に欠陥があるかどうかを審査して、それが確認されれば認定を撤回するというものである。「規制緩和」の基準や内容は別として、こうした対応そのものは参考にすべきであろう。

(c) チェックポイントのあり方

利用国は、提供国において取得された PIC/MAT が遵守されているかどうかを確認するためのチェックポイントを整備することができる。議定書は、その設置を明示的に義務とはしていないが、国内における確かな実施を確保するためには、必要であるように思われる。

チェックポイントとは、具体的には、遺伝資源の適正利用を把握する行政組織である。これは、遺伝資源の利用の透明性を高めるためのものである。議定書 17 条 1 項によれば、PIC/MAT に関する関連情報を収集・受領することがその役割とされている ((a) (i))。これは、遺伝資源の利用について監視し、透明性を高めるためになされる (柱書)。もっとも、「適当な場合には」とされているように、議定書上、必置義務

があるわけではない。

この点については、先に論じたように、遺伝資源の利用状況に関する日本の国際的地位を踏まえた判断が必要になってこよう。少なくとも日本に関していえば、たんに一定情報を受動的に受け取るだけの機能では、議定書17条の要請を充たさないのではないだろうか。環境基本法のもとでの制度化としては、不十分なのではないだろうか。情報収集とともに、「監視」の機能を併有させるべきであろう。

チェックポイントとして、たとえば、環境大臣とするのか、主務大臣とするのかについては、選択の余地があろう。環境省は、関係業界を所管していないことが多い。その方が独立性が確保できるからよいと考えるのか、実情を踏まえた対応をするには主務大臣とするのがよいのか。

利用の監視には、大別して2つの局面がある。第1は、提供国において適法に得られたPIC/MATが、日本における利用に際して遵守されているかどうかである。第2は、そもそもPIC/MATなしに国内に持ちこまれて利用されているものがあるかどうかである。

いずれの場合についても、すべての利用場面を監視することは、現実には不可能である。効率よい監視方法が考えられなければならない。遺伝資源は、利用者にとってはそれを保有していることに意味があるのではなく、それを利用して成果物を創出し、研究論文発表につなげたり製品につなげたりすることに意味がある。そこで、そうした場面をチェックポイントとして、PIC/MATが遵守されていることを、論文を正式受理したり製品の上市を認めたりする要件とすることが考えられる⁽⁴⁵⁾。それぞれのタイミングが、情報提供時になる。遺伝資源を利用して、「モノになる」確率は1%以下といわれる。上市の時点での対応でよいようにも思われる。PIC/MATの遵守は、輸入後に継続してされなけれ

(45) 磯崎・前註(9)書46頁は、具体的に、「原産国から不法に持ち出された遺伝資源に起因する新品種などが先進国の種苗法などの下で保護登録されないように対処する必要がある。」とする。

ばならない。それは、義務として規定する必要がある。しかし、それを確認することは、現実には不可能である。そこで、いわばボトルネックの場面でチェックするのが、次善の策である。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の新規化学物質の規制のタイミングは、研究所内での取扱い時ではなく、まさに上市時をとらえている。そのときにおいて、一般的に課されている義務を遵守していることを届け出るという方法もある⁽⁴⁶⁾。

（d）義務者における不履行に対する効果的対応

提供国の国内法令が日本国内において履行されることを保証するための措置を講ずることが、条約レジームのもとでの日本の義務である。そのためには、① PIC/MAT 情報の収集・把握、②日本の ABS 国内法令に関する違反情報の発見、③発見された同違反への対応、④遵守回復・遵守体制整備の確認、といった各段階に対応する仕組みを整備し運用する必要がある。極端な仮定であるが、かりに日本の利用者の相当割合が提供国の ABS 国内法に違反して適正な PIC/MAT なく遺伝資源を取得・利用しているという実態があったとしても、それに対して厳格に対応する国内法制度を整備・運用して事態を改善しているのであれば議定書上の義務は果たされているといえる。

生物多様性条約のもとでの名古屋議定書の国内担保措置の特徴は、提供国の国内法により規定される PIC/MAT が利用国において遵守されることを確保する点にある。したがって、日本が提供国に代わって提供国の国内法違反を日本国内で執行するのではないが、遵守確認のための措置は規定する必要がある。報告勧告・命令や立入検査を規定するのだろう。また、それらに関し、虚偽報告や正当事なき検査拒否には、刑罰で対処する必要がある。もっとも、「この法律の施行に必要な限りにお

(46) 前註(42)のスイス法案23条1項が、これを規定する。EU規則案7条2項は、最終開発段階における届出であるが、趣旨は同じであろう。

いて」というような一般的要件ではなく、「違反が疑われる合理的理由がある場合において」というような限定は必要ではないだろうか。

対応の制度と運用が適切かどうかは、基本的には、主権国家の国内問題であるが、提供国にとっても関心事となる。マレーシアで検討されている国内法には、PICに関して、不遵守対応のための措置を適切かつ効果的に講じていない利用国の利用者からの申請を拒否するという規定があるようである。その判断は、マレーシア政府がするのだろうか、少なくとも影響を与える仕組みである。恣意的な運用がされてはならないのは当然であるが、日本法整備において、たんに国内的事情や利害調整のみを考えた制度設計ではなく、国際的相場に目配せをした作業が必要である点に留意させる動きである。

(e) 学術研究・非商業的活動に対する緩和的取扱い

(ア) 実定環境法の対応

前述のように、検討会においては、研究機関や大学等においてなされる学術研究や非商業的利用に対して、過度の制約をかけるべきではないという主張が繰り返された。たしかに、環境法において、一定の用途を規制の適用除外とすることは、めずらしくない。

たとえば、化審法は、新規化学物質の製造・輸入を届出制にしているところ(3条)、「試験研究のため新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするとき。」(1項2号)を適用除外とする。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(希少種保存法)は、国内希少野生動植物種および緊急指定種の捕獲等を禁止しているが(9条)、「学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的」の場合には、環境大臣の許可制として、捕獲できる道をひらいている(10条)。悉皆調査はできていないが、以上2つの例は、いずれも、実体規制である。化審法の届出制は、届け出ればすむかのような手続規制にもみえるが、関係条文(4条、6条、58条2号)を総合勘案すると、行政手続法第2章にいう

「申請に対する処分」と解される。

そうであるとする、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）のように純粹に手続規制をする法律であっても、学術研究等の「特殊性」に配慮した対応がされているかどうかが問題になる。同法は、第一種指定化学物質等取扱業者に排出量・移動量の届出を義務づけるが、対象業者の範囲として、「政令で定める事業を営むもの」とする（2条5項）。「事業を営む」という表現からは、学術研究等は除外されるのかとも思われるが、業種を具体的に規定する同法施行令3条は、「製造業」（3号）と並んで、「高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）」（23号）、「自然科学研究所」（24条）を含めている。適用除外を受けるには、取扱量が一定未満であるしかない（施行令4条）。

以上の数例のみから、環境法政策の全体方針を引き出すのは難しい。ただ、少なくとも確認できるのは、「学術研究活動に関しては、実体制制については適用除外される場合もあるが、手続規制についてはそうした対応はされていない」ことである。

（イ）緩和的取扱いの程度

生物多様性条約および名古屋議定書には、利用国内における学術研究や非商業的利用に関して、その「特殊性」に鑑みた特別の対応を正面から予定する規定はない。議定書8条(a)には、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件（非商業的な目的の研究のための取得の機会の提供について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な措置によることとするを含む。）を整えること」という規定がある。ただ、これは、「特に開発途上国において」とされているし、取得機会の提供に関する配慮に限定されている。これをもって、先進国である利用国内における特別考慮を議定書が求めたと解するのは困難である。

そうであるとする、条約枠組みのもとで日本国内における緩和的取扱いが正当化されるのは、「日本は信用できるから、提供国がそれでいいと考えている」というしかないのではなからうか。提供国の国内法令においてその旨の明示的規定があるならば、問題はない。内容は、ABS クリアリングハウスへの照会により確認できるだろう。

ただ、こうした取扱いが提供国によって異なるとすれば、国内において、相当の混乱が予想される。観念的には、提供国の国内法令の内容によって PIC/MAT の内容も異なりうるから、国内において複数の法律を前提とする「遵守」を観念しうるのが ABS 国内措置の特徴ではある。したがって、提供国ごとに確認するしかない。しかし、そのような対応を議定書は求めているのだろうか。

代替的な整理は、生物多様性条約および名古屋議定書の枠組みのもとで、学術研究や非商業的利用に対して緩和的取扱いをするかどうかは、提供国ではなく利用国の裁量であることを締約国が合意していると解せるならば、日本法で画一的にその対応を定めることはレジームを逸脱するものではないというものであろう。しかし、条約・議定書締結過程において、そうした証拠は発見されない。

学術研究であれば、製品開発をするわけではない。商業的利用の場合のように、上市時に届け出を義務づけたとしても、その義務は課されない。しかし、正当な PIC/MAT があることは提供国の国内法上の義務であり、その状態を日本国内で確保することは利用国としての日本の議定書上の義務である。この一般的義務すら回避させる合理的な理由はみあたらない。

『報告書』は、「非商業目的の学術研究利用の扱い」という項目において、次のように述べる。

……非商業目的の遺伝資源等の学術研究利用及びその成果の発表については、遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きが緩やかなものとなるよう配慮するべきである。

名古屋議定書は、従来の環境法とは前提や発想が異なる制度設計を求めている。学術研究・非商業的利用に対する措置も、そのひとつになるのかもしれない。とくに、遺伝資源等の学術研究利用については、従来の慣行とともに多くの特殊性があるようである。これは、日本特有の問題ではないことから、国際的にハーモナイズされた制度化が必要である。

(f) 不遵守が確認された場合の対応

(ア) 提供国のイニシアティブ

職権調査や ABS クリアリングハウスへの照会等によって、適正な PIC/MAT が設定・締結されずに遺伝資源が利用されていることが判明した場合、まずは提供国への通報が優先されるだろう。それを受けて、提供国は、違反者に対して、行政法的・刑事法的対応をするかもしれない。MAT の一方当事者は、民事的対応をするかもしれない。そのためさらなる調査の依頼がされるとすれば、それに対しては、議定書 15 条 3 項にもとづいて、国内担保法のもとで行政調査をしてその結果を報告するなどの誠実な対応することになるのだろうか。

一方、利用国として、こうした状況になれば、個別の利用者に対しては、何ができるだろうか。正当に PIC/MAT を取得するよう勧告し、自主的是正を促すことがせいぜいだろう。『報告書』も、そのような立場である。利用者における不遵守が、故意なのか過失なのかを判断するのは難しい。もちろん、虚偽報告や正当理由なき立入検査拒否などに対しては、刑罰による対応が必要である。

(イ) 通報者

利用国政府に不遵守の疑いがあると通報する主体として名古屋議定書が念頭に置いているのは、主として提供国である。それ以外に、たとえば、従業員からの公益通報や NPO からの通報も考えられる。利用国政

府以外の不遵守の疑いの指摘に対して、どのように対応すべきであろうか。『報告書』は、「提供国政府以外の主体からの指摘に対しては政府として対応するべきではない。」と述べる。

名古屋議定書のスキームは、天然資源に対する提供国の主権的権利の行使が基本となっている。そうであるとする、適切な比喩ではないが、いわば親告罪であって、『報告書』のような整理もありうる。従業員やNPOからの通報を日本政府が受けたときには、それを提供国に転送し、同国からの連絡を待って活動するのだろう。しかし、いかにも迂遠との感は否めない。

(g) 「PIC/MATの遵守」の意味

以上では、国内に持ちこんで利用する遺伝資源に関して、適法にPIC/MATが取得・締結されていることのみを前提にしていた。いわば、「○か×か」の形式的チェックである。しかし、より複雑な実態があるかもしれない。

PICは事前に取得するものであるが、その内容と異なる遺伝資源入手をした場合はどうなるのだろうか。MATは締結されているが、その内容と異なる遺伝資源利用がされている場合はどうなるのだろうか⁽⁴⁷⁾。

外形的には、PIC/MATについては、問題はない。しかし、客観的には問題があるから、そこに踏み込んで遵守をチェックし、不遵守があれば何らかの対応をするのだろうか。ただ、これを現実に行うには、相当の行政リソースを要するようになると思われる。実質的に、外国法の執行を国内ですることになる。議定書は、そうした措置まで締約国に求めているのだろうか。この点は、消極に解さざるをえないと思われる。

(47) 磯崎ほか(編)・前註(8)書271頁〔磯崎博司・執筆〕は、「PICについては、それが付与されたという過去の事実の確認にとどまらず、PICに従って遺伝資源が取得されてきているというPIC付与後のある程度の期間にわたる状況確認を要する。」とする。

（４）国内法制定のエンジンの欠如

同じく日本の都市名を冠した議定書としては、気候変動枠組条約のもとでの京都議定書がある。これが1997年に採択されたあと、国内法制が議論されたが、その際には、同議定書を採択したCOP3の議長国として、積極的姿勢を国際的に示すことの重要性が強調されていた⁽⁴⁸⁾。内容的にはそれほど踏み込むことはできなかったものの、「地球温暖化の推進に関する法律」を1998年にともかくも制定したエンジンは、一種の「メンツ」であったといってよい。

これとの比較で名古屋議定書への対応状況を見ると、それほどの「熱さ」は感じられない。この温度差の背景は興味深い。議定書採択時とは政権政党が代わっていること、遺伝資源に関するABSが社会的にみれば一部の業界の関心事と認識されていること、などが理由であろうか⁽⁴⁹⁾。もちろん、国際的義務の履行は、そうした国内的事情とは別の次元で考えられるべきものではある。

5. 国内法制の管理

（１）ABS 国内法の意義

名古屋議定書にもとづく国内法整備は、同議定書を、一応所与としてなされることになる。しかし、「名古屋議定書の採択は、ABS制度の完成ではなく、むしろABS制度の具体化の始まりに過ぎない。」⁽⁵⁰⁾といわれている。今後、開催されるCOPなどの場において、様々な決定がなされ、それに応答して国内法を改正する必要がある場合も出てくるのだろう。更なる具体化のための議論の素材は、おそらくは、提供国およ

(48) 高村ゆかり+島村健「地球温暖化に関する条約の国内実施」論究ジュリスト7号（2013年）11頁以下・16～17頁参照。

(49) 検討会の検討方針としては、「生物多様性条約の締約国として、さらにCOP10議長国として、国際的な責任を果たすこと。」を踏まえるとされている。第1回「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（2012年9月14日）資料6参照。

(50) 西村・前註（11）論文1125頁。

び利用国における国内実施を踏まえて抽出されるように思われる。ABS クリアリングハウスに集中される国内法制情報および実施情報の分析からも、制度設計のヒントが多く引き出されるだろう。

近い将来制定されるだろう日本のABS国内法は、その意味では「とりあえず」のものにならざるをえない。また、それは、おそらくは利用国である立場に傾斜した内容になると予測されるが、日本は潜在的には有数の資源保有国でもあることから⁽⁵¹⁾、将来的には、そうした側面にかかる法制度を「増設」する必要も出てこよう。

「すべてについて一定の解答がえられないかぎりは国内法対応をすべきではない」「国際動向をみながら対応すべきで拙速に進めるべきではない」という立場も考えられるが、基本的には、環境基本法5条の趣旨に反するといわざるをえない。ABS国内法は、これまでに例を見ない条約担保法であるから、ある程度の実験的要素が含まれることは避けがたい。条約・議定書レジームを正解し、その大きな枠組みのもとで国内法制度を制度設計することが望ましい。環境省は、「一発で決める」方針であるようにみえるが、たとえば、関係者間で「強制」に関して合意が得られない場合であっても、とりあえずは枠組み的な内容を法定し、順次、充実させてゆくのもひとつの考え方である⁽⁵²⁾。附則において、法律の見直しを戦略的に行う旨を規定する方法もある。

遺伝資源を利用する事業者の側には、政府の関与に対して、相当の抵抗感がある。関係者の意見を総合すると、かつてカルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)が制定・施行された際、同議定書が求める最低限の措置以上の措置が法定されたこと、および、文部科

(51) 磯崎ほか(編)・前註(8)書280頁[磯崎博司・執筆]、西村・前註(11)論文1128頁参照。

(52) 北村喜宣「一発で決めない!?: 国内法としての「枠組み法+議定書」」産業と環境42巻1号(2013年)20頁参照。

学省から相当の行政指導を受けたことがトラウマになっているという話も耳にする。その真偽はさておき、名古屋議定書の国内法化にあたっては、解決すべき課題は、現実には少なくないように感じられる⁽⁵³⁾。

国際条約の国内措置対応にあたって、日本は、優等生的にまじめに制度を整備する傾向にあるという⁽⁵⁴⁾。一方、国際的状況を読み取って戦略的に動くべきという声も強い。名古屋議定書の議長国として、国際的信用を損ねることなく、いかなる仕組みがつくられるのか。国益を損ねることなく、いかに合理的な国内法がつくられるのか。環境法学としても、有益な議論を提供したい。

(2) 国内法の解釈にあたっての条約・議定書

ABS 国内法令の施行後は、おそらくは様々な解釈上の問題が発生するだろう。その際、生物多様性条約や名古屋議定書は、どのような役割を演じるのだろうか。一般に、「実務においては、日本の場合、完全担保主義というか、どのような条約を締結するにせよ、担保法が完全に整備されていることを確保するよう努めます」⁽⁵⁵⁾といわれることがある。

もっとも、国内担保が完全であるというのは、制定の瞬間にそうであるか、あるいは、そうありたいという希望でしかない。国内担保法の実施にあたっては、解釈という作業が不可避であり、それにあたっては、生物多様性条約や名古屋議定書を参照することになる。行政実務家は、

(53) 清水康弘+北村喜宣+児矢野マリ「〔鼎談〕「環境条約の国内実施」について」書齋の窓 631号 (2014年) 30頁以下・35頁〔清水発言〕は、「〔条約の〕交渉段階よりも国会の批准プロセスの方が、利害関係者がより表面に出てきます。というのは、国会の批准プロセスでは政治家がいろいろな団体の圧力を受けて動くからです。」という。おそらく実際には、国会の批准プロセスの前にある自由民主党の与党審査の段階で、熾烈な綱引きがされるのだろう。自由民主党についていえば、環境部会だけで片付くとは思われず、規制を受ける側の強烈なロビー活動を受けた関係部会が「参戦」してくるはずである。

(54) 島村・前註 (34) 論文 81 頁参照。

(55) 松田誠「実務としての条約締結手続」新世代法政策学研究〔北海道大学〕10号 (2011年) 313頁。

条約の解釈は国内担保法で確定しているから、その実施にあたっては条約を参照はしないと整理しているようである⁽⁵⁶⁾。もちろん、直接適用されるわけではないが、参照までをそれほど頑なに排斥する必要はないように思われる。北見道路住民訴訟事件において、札幌地判平成25年9月19日(LEX/DB25502559)は、「生物多様性基本法、環境基本法、環境影響評価法、絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律等関連する法令の解釈指針としては、本件条約〔引用者註：生物多様性条約のこと〕が機能するものといえる」と判示して注目されている⁽⁵⁷⁾。

(3) 今後の展開

環境省に設置された検討会は、同省が実施したパブリック・コメントおよび全国7カ所における検討状況説明会を経て、2014年3月に、『報告書』をとりまとめた。しかし、そこでは、ABS国内法制に関して、具体的かつ明確な内容が示されたわけではない。また、関係省庁の意見を踏まえたものとはなっていない。今後、法制化作業は、報告書を踏まえつつ、政府部内で進行するものと思われる。『報告書』は、「学術界、産業界及びNGOを含めたオールジャパンの体制の下で、関係省庁が一丸となり議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めるべき」とする。断片的に伝えられる国際的な対応検討状況に鑑みれば、日本の対応が、ガイドラインの策定とたんなる自主規制ルールでの運用ですまされとは思われない。

本稿では、いくつかの点について試論的検討をした。きわめて特殊な法律制度対応が求められるABS国内法制の制度設計がどのようなものになるのかは、現時点では、予想もできない。あるべき国内法制につい

(56) 清水+北村+児矢野・前註(53)座談会39~40頁〔清水発言〕参照。

(57) 北村喜宣「条約の直接適用：北見道路住民訴訟事件」産業と環境42巻12号(2013年)38頁参照。条約が直接に国内的効力を持つかどうかについては、これを否定する考え方が一般的である。生物多様性条約に関しては、西村智朗「判評」ジュリスト1440号(2012年)303頁以下参照。

て、さらに検討を深めていきたい。

〔付記〕

本稿は、「環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究：国際・国内レベルでの規律の関連」（科学研究費基盤研究(A)見矢野マリ代表）の研究成果である。

（本学法科大学院教授）